

## カード会社が発行した請求明細書等とインボイス制度

街中の飲食店や小売店、はたまた、Webでのネットショッピング。昨今では法人でもクレジットカード決済を利用する機会が多くなっているのではないのでしょうか。

ところで、クレジットカードを利用した際に発行される領収書やレシートを保存していますでしょうか。後日クレジットカード会社から請求明細書等が送られてくるから保存は不要と、捨てたりしてはいないのでしょうか。

**消費税を計算する際には、クレジットカード会社が発行した請求明細書等だけでは証拠として不十分な場合があります。**

そこで今回は、クレジットカード会社が発行した請求明細書等とインボイス制度について説明していきたいと思います。

### ⑥ 消費税の納付額の計算とクレジットカードの請求明細等

消費税の納付額の計算方法には、原則課税と簡易課税のふたつがありますが、原則課税での消費税の納付額は下記の計算式で求めることができます。

消費税の納付額＝預かった消費税（売上等の消費税）－支払った消費税（経費等の消費税）

なお、預かった消費税から支払った消費税を引くことを「仕入税額控除」といいます。

インボイス制度が始まる令和5年9月30日以前は、「仕入税額控除」を受けるためには、その証拠書類として一定の要件を満たした請求書や領収書の保存が義務づけられていました。それでは、クレジットカード会社が発行した請求明細書等は、「仕入税額控除」を受けるための証拠書類となっていたのでしょうか。

「仕入税額控除」を受けるための証拠書類になるためには、いくつかの要件があります。クレジットカードの利用に際して発行される書類に関して言えば「そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が作成・交付した書類であること」とあります。つまり、**クレジットカードの請求明細書等は、取引相手である店舗等が発行したものではないため、これを証拠に「仕入税額控除」を受けることはできない、**ということです。

しかしながら、令和5年9月30日以前であれば、消費税の納付額の計算には「税込3万円未満の決済であれば、領収書等がなくても、帳簿に一定の事項の記載があれば仕入税額控除を受けられる」という特例があったため、クレジットカードの請求明細書等だけでも金額によっては「仕入税額控除」を受けることができました。

ただし、**クレジットカードの請求明細書等からは利用店舗名や金額くらいの情報しか得られないため、消費税の納税額の計算に限らず、基本的には利用した店舗等が発行した領収書等が必要でした。**

## ⑤ クレジットカードの請求明細書等とインボイス制度

インボイス制度が始まった令和5年10月1日以降も、「仕入税額控除」を受けるためにはその証拠書類として要件を満たした請求書や領収書の保存が義務づけられている点に変更はありません。その要件を満たした請求書や領収書が「インボイス」になったということです。そして**クレジットカード会社が発行した請求明細書等はインボイスとしての要件を満たしていないため、「仕入税額控除」を受けるための証拠書類とらないのは令和5年9月30日以前と同様です。**

それでも、令和5年9月30日以前は、「税込3万円未満の決済であれば、領収証等がなくても、帳簿に一定の事項の記載があれば仕入れ税額控除を受けられる」という特例がありましたが、インボイス制度が始まった今では、その特例がなくなりました。そのため、**少額の取引であってもインボイスの保存が必要となりました。**

## ⑥ インボイス制度開始後の少額特例

中小企業の事務負担を考慮して、一定規模以下の事業者については税込1万円未満の経費等の支払いであれば、インボイスの保存がなくても帳簿のみの保存で「仕入税額控除」が認められることになりました。

ただし、この特例も一定の事項を記載した帳簿の保存が必要ですので、**クレジットカードの請求明細書等だけでは必要な情報が得られないため、やはり利用した店舗等が発行した領収書等が必要になるはず**です。

また、この特例はインボイス制度開始から6年間、令和5年10月1日から令和11年9月30日に支払う経費等が適用対象となります。

6年の猶予があるとは思わずに、少額であっても必ず領収書等をもらうように、今のうちから徹底しておいたほうがいいでしょう。

## ⑦ 電子取引データの電子保存義務化（令和6年1月1日以降）

消費税の計算に限らず、クレジットカードの請求明細書や請求書、領収書を証拠書類として保存しておく必要があります。

昨今ではペーパーレスが進み、クレジットカード会社が発行する請求明細書等はインターネットで確認するWeb明細が多くなっているようです。

また、ネットショッピング等の場合、領収書をPDFで受け取っているのではないのでしょうか。これらは電子帳簿保存法上「電子取引」に該当するため、**令和6年1月1日以降は電子データのまま保存することが求められています。**

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。